

弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール（以下「市民交流ホール」という。）を運営するために必要な経費に対し補助金を交付し、もって本市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、弥生にぎわい拠点市民交流ホールを運営する者とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる補助対象経費とし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表に掲げる補助対象経費の費用の区分ごとに、当該区分に係る補助対象経費の額に同表に定める補助率を乗じて得た額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金以外に当該事業に係る収入（消費税及び地方消費税を除く。）があり、当該収入と本補助金の合計額が補助対象経費を超過する場合は、本補助金から当該超過額を控除した額を補助上限額とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、事業計画書（様式第1号）及び収支予算書（様式第2号）を添付して行わなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに、事業報告書（様式第3号）及び収支決算書（様式第4号）を添付して行わなければ

ばならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象経費			補助率
人件費	賃金	職員の給料、法定福利費、福利厚生費	1 0 分の 1 0
固定管理費	共益費	商業施設との共用区域にかかる共益費	5 分の 4
	事務管理費	事務所水道光熱費、電話代、事務消耗品、備品リース料、トイレ消耗品、清掃代、警備費、その他これらに類する経費	
	保険料	火災保険料、損害保険料	
	修繕費	ホールを維持するための建物、設備及び備品等の修繕費	

様式第 1 号（第 6 条関係）

弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金 事業計画書

事業の名称	
事業実施場所	
事業期間	
事業内容	
創意工夫	

様式第 2 号（第 6 条関係）

弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金 収支予算書

【収入の部】 (単位：円)

費目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
合計		

【支出の部】 (単位：円)

費目	予算額	摘要
人件費		
賃金		
固定管理費		
共益費		
事務管理費		
保険料		
修繕費		
合計		

様式第 3 号（第 7 条関係）

弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金 事業報告書

事業の目的	
事業内容	
事業の名称	
事業実施場所	
事業実施日程	
事業内容	
事業の効果	

様式第 4 号（第 7 条関係）

弥生にぎわい拠点市民交流ホール運営補助金 収支決算書

【収入の部】 (単位：円)

費目	決算額	摘要
補助金		
自己資金		
合計		

【支出の部】 (単位：円)

費目	決算額	摘要
人件費		
賃金		
固定管理費		
共益費		
事務管理費		
保険料		
修繕費		
合計		